

この度の北海道胆振東部地震により被害を受けられた皆様に、  
心からお見舞い申し上げます。

マネージメント・レター 臨時号  
災害に関する税法上の取り扱い

地震等の災害により被害を受けた場合には、財産の確保や税制で必要(申告に書類添付)となるので、

1. 損害保険代理店等へ既加入保険の確認と問い合わせをしてください。
2. 罹災証明書(建物所有者)、被災証明書(建物以外の動産等)の申請を行ってください。

税制上では次のような措置があります。《申告・納税に関する手続き関係》と《法人税の取り扱い》に分けて整理をしましたので、ご参考してください。手続きには期限が定められているものが多いので、早めに当事務所までご相談ください。

《申告・納税等に係る手続き関係》

1. 災害により申告・納税等をその期限までにできないときは、所轄税務署長の申請・承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。  
例えば、毎月10日納付期限の源泉所得税の納付について、災害により被害を受けたために期限までの納付ができない場合には、期限の延長を受ける手続きがあります。(この手続きは、期限が経過した後でも行うことができます)
2. 災害により財産に相当な損失を受けた場合は、所轄税務署長の申請・承認を受けることにより、国税の納税猶予を受けることができます。
3. 災害により被害を受けた事業者が、当該被害を受けたことにより、災害等の生じた日の属する課税期間等について、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合、又は適用を受けることがなくなった場合には、所轄税務署長に申請・承認を受けることにより、**災害等の生じた日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けること、又は適用をやめることができます。**
4. 災害により相当な損失を受けたことにより、その復旧に必要な資金の借入れのために使用する納税証明書は、交付手数料が必要ありません。
5. 個人の方が災害により住宅や家財などに損害を受けたときは、**確定申告を行うこと**で、雑損控除又は災害減免法の適用を受けて、所得税の全部又は一部を軽減することができます。
6. 住宅借入金等特別控除の適用を受ける家屋(従前家屋)が、災害により居住の用に供することができなくなった場合においても、適用期間内はこの控除を引き続き受けることができます。  
被災者生活再建支援法が適用された場合、その従前家屋に係る住宅借入金等特別控除と、新たに住宅用家屋の再取得をした場合の住宅借入金等特別控除等を重複して適用することができます。
7. 税務署から予定納税額の通知書が送付された個人の方で、災害により住宅や家財などに損害を受け、その年の申告納税見積額が、予定納税額の通知書に記載された予定納税基準額に満たないと見込まれるときは、予定納税額の減額を申請することができます。申請期限の原則は7月15日又は、11月15日までですが、この申請書の提出期限についても期限延長の対象となります。
8. 個人の方が見舞金や災害義援金を受け取られた場合には、社会通念上相当と認められるものについては、贈与税及び所得税の課税の対象とはなりません。法人が被災に伴い受け取った見舞金・義援金等の収入金額は、法人税法上、益金の額に算入されます。

北海道胆振東部地震に関して、日本赤十字社や中央共同募金会等が、被災者への支援を目的として募集する義援金を支払った場合には、次の税制上の優遇措置を受けられます。

○個人 - 寄付金控除の対象となります。

(所得金額の40%又は寄附金の額のいずれか少ない方の金額から2千円を控除した金額を所得から控除。)

○法人 - 全額が損金算入の対象となります。

国税庁において、「災害に関して寄附する場合、その義援金等が最終的に国、地方公共団体に拠出されるものであることが新聞報道、募金要綱、募金趣意書等で明らかにされており、そのことが税務署において確認されたときには、その義援金等は国等に対する寄附金に該当するものとして取り扱う」とされています。

《法人税の取り扱い》

1. 法人の有する商品、店舗、事務所等の資産が災害により被害を受けた場合に、その被災に伴い次のような損失又は費用が生じたときには、その損失又は費用の額は損金の額に算入されます。
  - ①商品や原材料等の棚卸資産、店舗や事務所等の固定資産などの資産が災害により損失又は損壊した場合の損失
  - ②損壊した資産の取壊し又は除去のための費用
  - ③土砂その他の障害物の除去のための費用
2. 法人が、災害により被害を受けた固定資産(その被害に基づき評価損を計上したものを除きます。以下「被災資産」といいます。)について支出する次のような費用に係る資本的支出と修繕費の区分については、次のとおりとなります。
  - ①被災資産についてその原状を回復するための費用は、修繕費となります。
  - ②被災資産の被災前の効用を維持するための補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のための支出費用について修繕費としているときは、この処理が認められます。
  - ③被災資産について支出する費用(①又は②を除きます。)の額のうち、資本的支出か修繕費が明らかでないものがある場合、その金額の30%相当額を修繕費とし残額を資本的支出とする経理をしているときは、この処理が認められます。
3. 法人の有する棚卸資産、固定資産又は一定の繰延資産につき、災害による著しい損傷が生じたことによりその時価が帳簿価額を下回ることとなった場合には、帳簿価額と時価との差額につき、損金経理をすることにより、損金の額に算入することができます。
4. 法人が、被災した自己の従業員等に支給する災害見舞金品は、その支給が合理的な基準により被災に対する見舞金として社会通念上相当であるなどの「一定の基準」に則ったものであれば、福利厚生費として取り扱われます。この「一定の基準」は、あらかじめ社内の慶弔規程等に定めていたもののほか、今回の災害を機に新たに定めた規程等であっても、これに該当するものとして取り扱われます。また、すでに退職した従業員又は採用内定者に対する災害見舞金品であっても、被災した自己の従業員等と同一の基準に従って支給するものは、福利厚生費として損金の額に算入されます。
5. 法人が、被災前の取引関係の維持・回復を目的として、取引先の復旧過程においてその取引先に対して行った災害見舞金の支出、事業用資産の供与等のために要した費用は、交際費等に該当しないものとして損金の額に算入されます。
6. 法人が、災害を受けた取引先の復旧過程において、復旧支援を目的として売掛金、貸付金等の債権を免除する場合には、その免除することによる損失は、寄附金又は交際費等に該当しないものとして損金の額に算入されます。